

生総第900号
平成24年12月20日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察犯罪抑止対策本部設置要綱の制定について（通達）

犯罪の抑止対策については、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について」（平成24年12月20日付け生総第898号）に基づき運用しているところであるが、このたび、抑止対策の一層の強化を図るため、別添のとおり、「岐阜県警察犯罪抑止対策本部設置要綱」を制定し、平成25年1月1日から適用することとしたので、誤りのないよう
にされたい。

なお、「岐阜県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部設置要綱」（平成21年4月10日付け生総第326号ほか）は廃止する。

別添

岐阜県警察犯罪抑止対策本部設置要綱

第1 目的

この要綱は、「安全・安心なふるさと岐阜県づくり」を実現するため、各部門が有機的に連携し、犯罪の実態把握、分析に基づく総合的な防犯対策と検挙対策の推進を図るため岐阜県警察犯罪抑止対策本部（以下「対策本部」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対策本部の設置

- 1 警察本部に対策本部を置く。
- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を統括し、対策本部を指揮・監督する。
- 4 対策本部会議は、本部長が主催し、本部員をもって構成する。
- 5 対策本部会議は、必要に応じ開催するものとする。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し対策本部会議への出席を求めることができる。
- 7 副本部長は、本部長を補佐して、対策本部の事務を掌理するものとし、対策本部の全般的な調整を行う。
- 8 本部員は、それぞれの所属する部の所掌事務について対策本部の事務を推進する。
- 9 対策本部の庶務は生活安全総務課において行う。

第3 幹事会の設置

- 1 対策本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会は、部門間の連携に配慮しつつ、それぞれの担当する部又は課の所掌事務について、対策本部の事務を推進するものとし、対策本部の事務について集約及び調整を行う。
- 4 幹事会は、幹事長（幹事長に事故あるときは副幹事長）が必要に応じて招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

第4 犯罪抑止戦略室の設置

- 1 対策本部の運営を効率的に行うため、対策本部に岐阜県犯罪抑止戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。
- 2 戦略室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、別表3に掲げる者をもって充てる。
- 3 戦略室会議は、室長が主催し、室員をもって構成する。
- 4 戦略室会議は、必要に応じ開催するものとする。
- 5 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者に対し戦略室会議への出席を求めることができる。
- 6 副室長は、室長を補佐して、戦略室の事務を掌理するものとし、副室長は、全般的

な調整を行う。

7 室員は、それぞれの所属する部の所掌事務について戦略室の事務を推進する。

8 戦略室の任務

戦略室は、犯罪の抑止対策を推進するため、次の事項を総合的に検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

(1) 犯罪の抑止対策を図るための具体的な推進方策

(2) 関係各所属及び各警察署の抑止対策の推進状況の取りまとめと必要な指導・支援

(3) 一定期間ごとに行う本部関係所属及び各警察署の抑止対策の推進状況及び効果の検証を実施

(4) その他、この任務を遂行するために必要な事項

第5 警察署対策本部の設置

1 警察署に警察署犯罪抑止対策本部（以下「署対策本部」という。）を置く。

2 署対策本部は、対策本部及び他の署対策本部との連携の下、管内における犯罪抑止を図ることを目的とする。

3 署対策本部は、署長を長とする挙署一体となった体制とし、その構成及び運営は、署長が定める。

第6 その他

本要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成24年12月20日付け生総第900号）

この要綱は、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

岐阜県警察犯罪抑止対策本部の構成

別表 1

| 対策本部 | | |
|-------|--------|---|
| 本部長 | 副本部長 | 本部員 |
| 警察本部長 | 生活安全部長 | 総務室長 警務部長 地域部長 刑事部長 組織犯罪対策統括官 交通部長 警備部長 |

別表 2

| 幹事会 | | |
|--------------|--|---|
| 幹事長 | 副幹事長 | 幹事 |
| 生活安全部 参事官 | 総務室参事官 警務部参事官 地域部参事官 刑事部参事官 交通部参事官 警備部参事官 | 広報県民課長 警務課長 生活安全総務課長 少年課長 生活環境課長 地域課長 通信指令課長 自動車警ら隊長 刑事総務課長 捜査第一課長 捜査第三課長 組織犯罪対策課長 機動捜査隊長 交通企画課長 警備第一課長 |

別表 3

| 犯罪抑止戦略室 | | |
|-----------------|------------|---|
| 室長 (犯罪抑止戦略官) | 副室長 | 室員 |
| 生活安全部参事官 | 生活安全総務課調査官 | 広報県民課警察安全相談・情報公開補佐 広報県民課被害者支援補佐 警務課企画第一補佐 生活安全総務課犯罪抑止対策・地域安全・高齢者安全対策補佐 少年課企画補佐 生活環境課企画補佐 地域課企画補佐 通信指令課企画指導補佐 自動車警ら隊副隊長 刑事総務課企画・手配共助補佐 捜査第一課企画情報・捜査支援補佐 捜査第三課企画指導・捜査支援補佐 組織犯罪対策課企画指導補佐 機動捜査隊副隊長 交通企画課企画補佐 警備第一課企画補佐 |